

東京医療保健大学の国際交流に関する基本方針

- 本学は建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」に則り、「時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える医療関係の課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決できる人材の育成」を教育目標としている。
- この教育目標に基づき、実践を重視した教育・研究の充実・発展を図るため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとし、「国際交流に関する基本方針」を次のとおり定める。
 - 1、教職員・学生に係る海外派遣・海外実習を積極的に推進するとともに、海外派遣・海外実習プログラムの充実を図る。
 - 2、海外からの教職員・学生の受け入れを積極的に行うとともに、これを通して本学の国際化を推進する。
 - 3、海外の大学等との国際交流協定の締結を推進する。
 - 4、全学的な重点プロジェクトに沿って国際共同研究の推進を図るとともに、国際的シンポジウム等の企画・実施を図る。
 - 5、国際交流に係る事業実施及び推進に伴う経費については、補助金その他の外部資金の確保に努める。

20、12、10
大学経営会議

東京医療保健大学の国際交流に関する基本方針に係る内規

「国際交流に関する基本方針」に基づく国際交流に係る事業実施及び推進に伴う経費については原則として受益者負担とするが、事業の実施内容等により経費の大学負担を考慮することとする。